歴史障害学試論

桐原尚之

１．筆者の歴史の認識

筆者が考えるに歴史には過去の事実と歴史の叙述という二重の意味がある。しかしながら、認知されない、また誤って認知される過去の事実も存在しうる限り、事実と叙述の乖離が認められる。歴史は、それ自体は一回性の事実の連続であるために、歴史の叙述において史料類の学術的な解釈と抽出、及び選択と総合化を通じて重要性や影響などが意味づけられることが必要であり、これが行われて初めて十分な歴史性を持つこととなる。

しかし、この過程において何を価値基準と設定するのかによって叙述された歴史は、同じ史料を基礎としても全く異なる叙述となり得る。そのために、どのような価値基準を拠り所にするべきか、またその基準は果たして普遍的な妥当性を持つのか、という二つの課題が出現する。

２．叙述の分析視覚（社会モデル／医学モデル）

　障害者の歴史研究をする分野・領域として社会事業史研究がある。社会事業史研究は、社会福祉（学）＝する側を分析視覚とした歴史の叙述をしており、その性質は、専ら社会福祉（学）・社会福祉の正当化にある。社会福祉（学）とは、ソーシャルワーク論を中心としたものであり、特別なニーズ（social needs）に基づく介入の方法と展開過程、実践にかかる知の蓄積を旨とするものである。特別なニーズ（social needs）とは、「ニーズは一般的に人々が日々生命を維持し、社会生活を営むうえで充足されるべき基本的に必要なもの」であり、「通常人々は家族や市場さらには一般的な行政サービスなどを通じて満たすが、種々の事情によってそれが不可能な場合やもともとそれらには適当な手段がない場合」の「特別な援助」のことを指す（鷹野, 2009：216）。障害を特別なニーズとすることで、介入の根拠は個人の状態に由来するものと考えられ、しばしば、個人の能力に帰責するような方策までもが正当化されてきた。社会福祉の従事者は、正当化された方策の上に乗り、実践と称して特別なニーズに基づく介入を続けてきた。そして、自分たちの介入が有効なものであるとして、社会福祉（学）を正当化するための報告を社会調査の方法や考古学の方法を取り入れつつなしてきた。そこに描かれる障害者は、悲劇を持った個人が社会福祉の介入により特別なニーズを充足されて悲劇を克服できた、というもので、社会福祉（学）の正当化のための素材として使われる。

それに対し異を唱えたのが障害学であり、個人に帰責するべきではなく、社会に帰責すべきとする障害の社会モデルを示すに至った。すると、普通充足されるべきニーズが充足されていないとする特別なニーズという概念が批判され、誰かが漏れ落ちる構造の社会こそが問題という理論が成り立つようになる。それは、社会福祉（学）に対するアンチテーゼとなり得る。すると、障害学を歴史叙述の分析視覚にすることの中心的な意義は、医学モデルの支配的な考えのなすままとなっている社会事業史を中心とした障害者の歴史叙述に終止符を打ち、障害者自らの歴史として叙述を体系的に構築することにある。

３．背景・問題意識・目的

社会事業史は、社会福祉（学）を分析視覚に設定し、社会福祉（学）を正当化するための進歩主義による叙述である。我が国の障害学研究は、分析視覚となる社会福祉（学）の根底にある医学モデルに対しては、普遍的妥当性を持ちえないとして批判し得たのだが、歴史を取り扱う障害学の研究においては、障害学の理論を踏まえたものではなく、知られざる事実の紹介に終始してきた。そのため、社会事業史に内在した医学モデルを分析視覚とした歴史の叙述に対して、十分な抵抗の意を示すに至っていない。そこで、従来の歴史に係る障害学研究が、社会事業史との融和・溶解が認められるものとして、批判を加えたい。

４．杉本章（2008）への批判

　杉本章（2008）の「戦後障害者運動の歴史」は、障害者の運動の歴史を記した大著である。筆者は、杉本の足で稼いだ功績を高く評価するが、障害学研究における基本文献に相応しくないとして批判を加える。

　杉本（2008）への批判は、次のとおりである。

―史料批判

その史料は誰が何時、何処で作成したのか

その史料は妥当な史料であるか

その一次史料に錯誤はないか

その二次史料はどのように利用するのか

その史料から何が抽出すべきか

―叙述批判

その叙述は何を分析視覚にした叙述なのか

杉本が選んだ史料には、社会事業史として加工可能なものが大いに含まれている。そこから抽出された歴史の事実は、おのずと社会事業史としての事実という色彩を帯びやすい。そして、その事実を基にした歴史の叙述は、社会事業史に対するアンチテーゼとしての十分な論証となり得ない。

　たとえば、杉本（2008：147-150）は、宇都宮病院事件を契機とした国際的非難によって精神衛生法が改正された、と叙述している。これは、国際法律家委員会著の『精神障害患者の人権―国際法律家委員会レポート』（赤石書店）のみを一次史料として事実の抽出を行ったものである。国際法律家委員会は、もとより密かに精神衛生法の改正を狙っていた日本弁護士連合会との連絡関係があり、且つ、宇都宮病院事件を新聞報道にするまでの精神科医たちの運動とも、戸塚悦郎を通じたつながりがあった。つまるところ、国際法律家委員会は、彼らなりの意図があって調査訪問をしているわけであり、日本の「精神病」者らと、すべてにおいて利害が一致したわけではない。すると、国際法律家委員会（1996）を史料として事実の抽出をおこなえば、否が応でも法律家の意図を反映した歴史の叙述となる。そして、その叙述は「精神病」者にとって、いかなるものであるのか、検証されなければならないはずである。

〈年表〉

1980年08月19日　新宿バス事件（注１）を契機に保安処分キャンペーン拡がる。

1980年09月xx日　刑法について日弁連と法務省が協議開始。

1981年07月25日　第１回意見交換会が法曹会館で開催される。「精神病」者らは、意見交換粉砕実行委員会を結成しデモをする。

1981年08月31日　日本弁護士連合会刑法「改正」阻止実行委員会が「精神医療の抜本的改善について（要綱案）」を出す。精神障害者の犯罪防止を精神衛生法改正によって行うべきとした。

1981年09月07日　全国「精神病」者集団が「精神医療の抜本的改善について（要綱案）に関する声明」を出す。精神障害者を犯罪素因者と決めつけた政策は、刑法改正であれ精神衛生法改正であれ、同じ保安処分として反対した。

1982年06月24日　法務省・厚生省で関係局長連絡会議を設置し、治療処分について検討を始める。

1984年03月14日　報徳会宇都宮病院で患者２名が虐殺されたと朝日新聞に報道される。

1985年08月21日　厚生労働省が国連差別防止と少数者保護の小委員会において精神衛生法の改正を確言する。

1987年02月14日　精神衛生法撤廃を掲げ全国「精神病」者集団を中核とした精神衛生法撤廃全国連絡会議結成（略称撤廃連）。

1987年03月14日　精神衛生法「改正」案国会上程。

この年表は、宇都宮病院事件以前の1980年代前半から日弁連が刑法改正に反対するための対案として精神衛生法改正を意図し、政府が乗じていく中で宇都宮病院事件が精神衛生法改正の口実とされていった事実を示すものである。そして、「精神病」者は、精神障害者を犯罪素因者のごとく扱う精神衛生法の改正にさえも反対し、撤廃を主張した。もし、「精神病」者運動の記録を一次史料としたならば、精神衛生法改正を人権に配慮した改正ではなく、精神衛生法が撤廃されずに温存され、現在に引き継がれているという認識に基づく歴史的事実の抽出がされていたはずである。

　そして、障害学を分析視覚とした歴史の叙述ならば、社会事業史の通説が、いかに精神衛生法体制を正当化し、維持されながら現状に至っているかを説いたうえで、それを批判し、「精神病」者が如何に歩んできたかを記すべきであろう。

　杉本（2008：147-150）の場合、選定された史料、史料からの歴史の抽出、抽出された歴史の叙述のすべてが「精神病」者の立場によらないものとなっており、障害学的でないといえる。加えて、杉本（2008：147-150）を参考にした歴史の記述を含む障害学の論文は、すべて叙述が障害学的であるかの点検を要する状態にある。知られざる障害者運動単独の歴史叙述では、通説となる現代史のオルタナティブヒストリーでしかない。それは、権力側を通説史とし、もう一つの歴史を示すにすぎないもので、そうした叙述こそが、障害者の歴史を真の歴史の枠外に追いやってきた。

５．歴史の記述と社会事業史への評価の加え方

我が国の障害学は、歴史の記述をめぐっての論議なくして、歴史の記述を含む論文が何本か出されてきた。すなわち、筆者が批判の対象とした社会事業史について、いかなる評価を加えるべきか定まらず、ひいては、障害学としての記述であるか否かさえも判断がつかない状況であった。

今日、障害者運動の歴史は、幾つかの断片的な記録が確認できる程度にとどまり、その多くは体系的な研究がされていない。そうした障害者の運動の歴史は、社会事業史の叙述に取り込まれ、医学モデルによる支配的な考えの成すままとされている。すなわち、障害者の歴史は、社会事業史の言説の中で沈黙を強いられており、この沈黙を打ち破らない限り、障害者がいかに歩み、戦ってきたかを知り得ることはできない。

　障害者運動の歴史の叙述が拠所にすべき分析視覚は、医学モデルをアンチテーゼとすることができる障害学である。障害学を分析視覚とした障害者運動の歴史の叙述は、無批判に医学モデルを受け入れ、それを障害者の歴史として展開した社会事業史のカウンターヒストリー（対抗史）となる。カウンターヒストリーは、オルタナティブヒストリーと異なり、もうひとつの歴史として片方の存在を認めたりはしない。片方の歴史が、たとえ事実であっても糾弾されるべき叙述として常に批判の対象とされるのである。

注釈

１　新宿バス放火事件＝新宿駅西口で停車中のバスに放火される事件が起こり、複数の死者と負傷者を出した。この事件で逮捕された丸山さんが精神病院に入院した過去があると報道され、保安処分の必要性がキャンペーンされた。

【参考文献】

Oliver, Michael, 1990, “The Politics of Disablement, Macmillan” （=三島亜紀子, 山岸倫子, 山森亮, 横須賀俊司, 2006,「障害の政治――イギリス障害学の原点」明石書店

国際法律家委員会, 1996,「精神障害患者の人権―国際法律家委員会レポート」赤石書店

杉本章, 2009,「障害者はどう生きてきたか―戦前・戦後障害者運動史」現代書館

鷹野吉章, 2009,「地域福祉におけるアウトリーチの意義」社会福祉士養成講座編集委員会『地域福祉の理論と方法―地域福祉論』中央法規

反保安処分闘争（www.arsvi.com/d/h07.htm）のページ